

(令和4年6月3日 午後1時50分)

●議長(佐藤武雄) 会議を再開します。

通告の4、小川敬史議員。

- 1、地域マーケティング業務
- 2、太陽光発電条例制定の進捗状況
- 3、森林再整備計画。

議席番号3番、小川敬史議員。

◆3番(小川敬史) 議席番号3番小川敬史です。まず1つ目の質問ですが、この4月の人事において、総務課のまちづくり企画係に新たに地域マーケティング担当が設けられました。町民の方から実際にどのような業務をしているのかという質問がありました。そこで、地域マーケティングとはどういう意味か調べてみたところ、地方自治体や地元企業が主体となり、人、物、金を呼び込む取組みとありました。具体的にはどのような業務を行うのか町長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

●議長(佐藤武雄) 横川町長。

■町長(横川正知) 小川議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。この今年度の4月1日から総務課のまちづくり企画係内に、地域マーケティング担当としての係長も設けさせていただきました。今、まちづくりを一層進める、そういう時に、町の持っている部分のブランディングや価値の発信を更にまた強化をしながら、町への人の流れを、繋がり、これまで以上に創出する役割を設ける、そういったことによりまして、地域経済に好循環を起こす仕組みを作ることを基本的な目的としております。ちょっと抽象的な言い方で分かりづらいかもかもしれませんが、そのために必要なイベントを行ったり、ノマドワークセンターの利用や、さらにまたこの企業誘致、ふるさと納税の促進、さらにまた今、頑張らせていただいておりますが、地域おこし協力隊や定住支援員と一緒に町のブランディングや価値の発信を行っていくということでございます。これまで人口減少を最重要課題ということで位置づけをさせていただいて、定住移住の関係について取組みをさせてきていただきました。この間、転入が転出を上回る、そういった月もあるなど、一定の効果はあったかなと思っております。その上で今後さらに少子高齢化が進むこの信濃町においても、住民サービスを基本的な維持をしていく、そういったためにも、発展し続ける仕組み作りが必要だと思っております。今、小川議員さんが言われました、一般的にはマーケティングとは経済用語で売れる仕組み作りというようなことが言われるわけですが、自治体で私どもとしましては、交流人口増を含めて、地域に参画してもらおう仕組み作りというのを目指していると考えております。

そのためには、町内に居住する住民の皆さま方だけではなく、信濃町との繋がりを大切にして、この信濃町を応援して下さる方々にも参画してもらうための仕組み作りが重要になってくるわけでございます。信濃町が持つ豊かな自然環境や、魅力を一層発信し、信濃町に行きたい、さらに繋がりを持ちたいと思っていただけるための仕組み作りを担っていただく、そういった意味では町の営業担当として専念してもらうという、そういう予定で新たな担当を設けさせていただいたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤武雄）小川議員。

◆3番（小川敬史）今、町長の方から、地域マーケティング担当係の具体的な業務内容について答弁がありました。地方の人口減少と高齢化を克服するための取組みである地方創生を行うには、地元独自の魅力を外に伝える地域マーケティングが必要不可欠だと私も思います。とかく縦割り行政が多い中で、課題解決に向けてそれぞれの課で何かしら良い取組みをしても、継続性がなく一過性で終わってしまったり効果が得られなかったりで、とても残念に思うことがあります。交流人口、人口の増、若者定住、地域ブランドの確立などに向けた取組みは、多寡に渡るものが多いので、総務課のまちづくり企画係の中で総合的に取り組むことは良いことだと思います。今後人口減少などの課題が、少しでも解決され町の活性化に繋がるように、私は期待をしています。ここで、1つ今年度より子育て支援事業として、育児用品等購入の助成金の引き上げがされましたが、いわゆる出産祝い金の増額ですね。こちらが町のホームページを開くと、4月1日から施行になったにも関わらず、2か月経った今でも子育て支援ガイドの中では以前の1子あたり3万円のままになっています。非常に残念に思います。通告にはないので質問はできませんが、幅広く捉えると地域マーケティングにも通じるものと思います。私は以前から、何度も言っているように、町が町民のため、あるいは町外に向けて非常に良い取組みをしたり、より改善したことをもっともっとお知らせアピールをしていただきたいと思います。そういう意味でも多寡に関わって、信濃町独自の魅力を外へ伝えていただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。それでは2つ目の質問ですが、一般質問の通告では太陽光発電条例制定の進捗状況についてとされていましたが、今議会に提出されない予定であった条例が急遽提出されることになりましたので、質問事項を若干変えさせていただきます。実は、昨年6月に富が原組から、集落内に太陽光発電施設の設置を計画している事業者の住民説明会があるので同席してほしいと依頼がありました。出席した住民からは、設置計画場所が土砂災害警戒区域であることから、今後災害に繋がる恐れがあること、豊かな自然環境を損ねることや、すぐ横に民家が隣接していることなどから、設置に多くの反対の意見が出されました。今現在、脱炭素社会を目指すために、国、県を上げて、再生可能エネルギーを推進している中で、太陽光発電設備の設置は一定の条件さえクリアすれば地域住民との十分な協議や同意がなくとも、いとも簡単に設置できてしまうのが、私は問題だと、その時感じました。そ

の後、7月6日に富が原組から現行の指導要綱では地域住民が反対してもどうにもならないと、他の地区には私たちのような悲しい思いをして欲しくないと、環境景観保全条例制定を求める陳情書が提出され現在に至ります。4月に条例案に対する住民からのパブリックコメントの募集を行い、どのような意見が出されたのかと今回の一般質問で聞こうと思いましたが、その結果が町のホームページに掲載されていますので、質問は省略させていただきます。ただ、実に13名の方からの合計32件ご意見が寄せられていました。それだけ多くの住民の方がこの太陽光設備の設置に対して危機感を持っていることが伺えます。実際にパブリックコメントに出された意見への対応についてですが、既に条例案に反映し、修正したのが3件ありました。その他に、直接条例案には反映しないが、規則および運用で対応するものが10件ありました。とかくパブリックコメントと言うと、一応形式的に募集はするものの、直接反映させることが少ない中で、住民からのご意見に比較的真摯に対応していただいたように思います。次に条例提出のタイミングですが、当初6月の予定でしたが、県とのすり合わせで間に合わないというような話でしたので、理由を今回質問しようと思いましたが、通告を出した直後に今議会に条例の議案が提出されることとなりました。こちらに関してどういった経緯なのか、説明をいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

●議長(佐藤武雄) 松木総務課長。

■総務課長(松木和幸) 今、小川議員さんがおっしゃったとおりでございます。条例の上程する、条例の制定の議案をする時の経過についてもご説明申し上げたとおりでございます。その昨年7月6日で富が原組から環境保全条例の制定を求める陳情が出され、それが令和3年9月の議会定例会で、全会一致で採択されました。その後、9月22日に議会議長から町長へ陳情の送付および処理経過報告ならびに結果報告の請求があり、議会定例会3月会議で報告をさせていただいたところでございます。その中で、総務課から太陽光発電の設置に関する条例の検討をする、という報告をさせていただきました。またその後、条例案を作成し、条例案に対する住民の皆様からの意見募集を行う説明を本年3月17日の議会全員協議会でご説明申し上げ、その時に6月議会を、上程を予定しているというお話をさせていただいたところでございます。先ほどお話のあった、意見募集については4月1日から4月15日まで募集をかけ、議員さんがおっしゃったとおり、13名の方から32件のご意見をちょうだいし、5月23日にホームページ上において回答をさせていただいたところでございます。先ほどお話があったとおり、その意見募集期間中に、太陽光、長野県のほうで地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が行う地域脱炭素化推進事業の対象となる区域の設定に関する県の基準、これが示されて、県のほうで意見募集を行われたということでございます。このコメントが募集されておまして、その基準と言うのが、町の条例と整合性が取れるかということがあったということで、このパブリックコメントと言いますか、町の条例の意見募集に来られている住民の皆様、その整合性を計らなければならないということで、担当のほうで若干そういうよう

な話をされたということが、今回条例が先延ばしになると取られたのではなかろうかということでございます。もともと6月議会で提出する予定でございましたので、実際に県の基準というのが、抑制区域ではなくて、進める方の区域でございましたので、町とのそれは問題なかったわけでございます。ということで、今回、もともと6月議会上程でございましたので、その粛々と上程をさせていただいたというところでございます。

●議長(佐藤武雄) 小川議員。

◆3番(小川敬史) ただいま、県についての説明がありましたが、今、担当課長がおっしゃっていたのが、5月28日の信濃毎日新聞に載っていた、太陽光促進区域、県の基準と書かれた記事のことだと思うのですけれども、そこには促進区域に設定できない場所を規定、促進区域に発電施設を設置する際の考慮事項、望ましい発電事業者と取組みを例示などが書かれていましたが、そちらは今回の条例のほうには反映されているのでしょうか。

●議長(佐藤武雄) 松木総務課長。

■総務課長(松木和幸) 県のほうは、今おっしゃったとおり、促進区域を定める、うちのほうは抑制をする区域ですので、全然問題はない、うちは抑制をしていただく場所を決めているだけでございます。向こうはどんどんこういう所へは作りなさいという地域を定めておりますので、それを見て、整合性が取れているということの判断で上程をしておりますので、よろしく申し上げます。

●議長(佐藤武雄) 小川議員。

◆3番(小川敬史) 例を出しますと、信濃毎日新聞に書かれていた促進区域内に、これは抑制の逆のことが書かれているのですけれども、促進区域内に発電施設を設置する際の考慮事項、斜度30度以上の斜面には発電施設を設置しないなど、こういうことが書かれているのですけれども、これは促進じゃないのかなと、私自身、記事を読んで促進の逆なのかなと思ったのですが、これは町の抑制の方に取り入れられるのかなと思ったのですが、そこら辺ちょっとお伺います。

●議長(佐藤武雄) 松木総務課長。

■総務課長(松木和幸) 町のほうの抑制区域、11号から19号までございます。30度という、そういう規定は設けてございませんけれども、急傾斜地とレッドゾーン、イエローゾーンについては抑制区域に指定しているところでございますので、そのようなご理解をいただけると。



●議長(佐藤武雄) 小川議員。

◆3番(小川敬史) ただいま説明がありましたが、国の法令や県の条例だけではなく、今回信濃町のほうでも町独自の条例を制定していただいて、ここに関しては大変評価しています。条例の内容については、少し緩い部分があると思うので、また6月7日の連合審査もありますので、そちらのほうで質問させていただきます。ただ今回町で、条例制定に向けて努力していただいたことに対しては、本当に大変評価しています。次に3つ目の質問に移ります。信濃町森林整備計画について質問します。少し前からウッドショックと呼ばれる世界的な木材価格の高騰が続き、建築用木材の供給が需要に追い付かない状況です。日本は建築等に使われる木材の7割弱が輸入材であることから、輸入材価格高騰をきっかけに国産材に切り替えを進めて行くべきだという意見がありますが、更に国産材の価格も上がってきている状況です。そんな中、町内でも今まで以上に森林の皆伐、皆伐と言って一定区画の木を全て切ることが多く見受けられます。木の皆伐や伐採については、標準伐期齢と言って、標準的な伐採時期の指標でいくと、概ねスギですと35年から50年、カラマツですと30年から40年と決まっていますので、時期が来れば伐採することは決していけないこととは思いません。ただ今後、皆伐したところへの植林をするなどの森林整備が重要と考えます。平成20年度から導入された県の森林税は、個人ですと県民税均等割りに年額500円を上乗せして課税されています。それとは別に、全世界で取り組む新たな温暖化対策を取り決めた、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税と森林環境譲与税が創設されました。そこで質問です。令和元年度より町に移譲された森林経営管理事業の財源は森林環境譲与税ですが、町に入っている額がどのくらいあるか、年度ごとにお伺いします。

●議長(佐藤武雄) 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長(佐藤巳希夫) 現在、基金で全体額になりますが、令和3年度末でございます。1719万8千円でございます。以上です。

●議長(佐藤武雄) 小川議員。

◆3番(小川敬史) すみません、担当課長。年度別に教えていただくと助かるのですが、例えば令和元年はいくら入った、2年度はいくら入ったと教えていただくと助かります。

●議長(佐藤武雄) 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤巳希夫）すみません。年度別の数値、全て持ち合わせていなくて、今、全体額のほうしかお答えできませんが、よろしくお願ひします。

●議長（佐藤武雄）小川議員。

◆3番（小川敬史）すみません。私の方で調べさせていただいたところ、最初が確か400万円弱からどんどん上がって行って、今、今年度予算では1080万5千円ほどになっていると思うのですけれども、これだけ多くの額が国から森林環境譲与税として町に入っているわけです。森林環境譲与税は森林経営管理事業として、具体的にどのような活用ができるのか、担当課長にお伺ひします。

●議長（佐藤武雄）佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤巳希夫）自治体によっては、例えば風倒木の処理であるとか、そういうものに充当しているという市町村もございます。現在、町のほうで考えている内容は、森林管理制度を使って森林管理が行われていない森林について、町が森林所有者の委託を受けて経営管理すること、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化、森林管理の適正化を促進するというようなことで、現在、マッピングシステムを整備したもので、令和3年度に、今、意向調査に向けての対象森林の選定等をはじめている段階でございます。以上です。

●議長（佐藤武雄）小川議員。

◆3番（小川敬史）今お聞きしたところ、マッピングシステムの整備を行ったというお話でしたが、実際調べたところ、町ではほとんど活用しないで基金に積み立てているという状況です。今年度予算計画書にも、森林経営管理事業として、1080万5千円の予算が計上されています。また、今現在、経営管理意向調査の方法は、まだ多分決まっていなと思うのですけれども、その後、森林経営管理計画、森林整備計画の作成は専門的な知識や技術も必要で、今、3年を目途に異動がある町職員だけでは、私も調べたのですけれども、とても大変だと思います。ここで私、ひとつ提案なのですけれども、林野庁での地域林政アドバイザー制度を活用してはいかかでしょうか。この制度は、森林、林業に関して、知識や経験を有する者や、技術者が所属する法人等に事務を委託し、職員の負担軽減を図るものです。この委託費については、特別交付税措置の対象となります。確か調べたところ、70パーセントで上限が500万円だったと思います。近隣では、須坂市、小川村などがこのアドバイザーを置いて、実施しています。私自身、この一般質問をするにあたり、いろいろ調べたところ、アドバイザーなしでは、なかなか経営管理意向調査など、この事業の実施は困難だと思いました。そこで、お聞きします。今後、今のお話を聞いてでもいいのですし、地域林政アドバイザー制度を活用するお考えがあるか

どうか、お伺いしたいと思います。

●議長(佐藤武雄)佐藤産業観光課長。

■産業観光課長(佐藤巳希夫) 林野庁のアドバイザー制度というの、私もちょっと不勉強で内容を良く知りませんでした。県の支援体制というようなことで、今回の森林管理制度にあたりまして、県でも市町村の9割以上で専門的な人材等が不足しているような状況を把握しておりまして、県の支援体制というの也十分に取っているというふうにも、研修等ではお聞きしているところです。今回の、まず意向調査に入る前に、対象森林の選定をしなければならないのですが、対象エリアというか、その際にも、県にも十分にご指導等いただきながら、あるいは森林組合さん、地元詳しい森林組合さんとも十分に調整をして、また進めていきたいと考えているところです。以上です。

●議長(佐藤武雄)小川議員。

◆3番(小川敬史) また、今、担当課長から、県とかいろいろ相談して決めたいというお話でしたが、実は先日、長野森林組合北部支所のほうに、森林整備の話聞きに伺いました。その際、アドバイザーとして委託要請があれば、いくらでも町に協力したいという話でした。今、すぐにでも地域林政アドバイザーを置くよう、ぜひ計画が進むように検討をいただきたいと思います。また森林整備は、世界的な目標である二酸化炭素の削減を目指す上で、貴重な取り組みであることは当然として、日本が今後も向き合わなくてはならない、自然災害に強い町づくりを行うことができ、そして美しい自然を未来に残せると思います。今すぐに植林などを行っても、木が成長するまでには何十年とかかります。令和3年度の予算の説明の方にも、経営管理意向調査を行うと記載がありましたが、実際には行えていませんでした。今年度はこのようなことがないように、一刻も早い経営管理意向調査を実施していただきたいと思うのですけれども、こちらは町長にお伺いしたいと思います。

●議長(佐藤武雄)横川町長。

■町長(横川正知) いずれにしても、その森林環境譲与税の関係について、定められた目標を達成するように頑張れと、こういうご指摘かと思います。今、確かにマッピングシステムをやって、令和3年度でそれができて、そのことをしっかりと受け止めて、その後の、今度は次のステップに進むという段取りで進んでいるということでございます。その間、これからのアドバイザー的なもののご提案もいただいたのですが、今後の中で、今の県等ともしっかりと連携をしながら、そういった、いわゆるプロ的な存在が必要だとすれば当然に、いろいろな道の中で今ご提案いただいた部分も含めて検討していかなければいけないなと思います。要は、これ、環境譲与税の関係については、まだ、

スタートして比較的、間もないわけではありますが、財源的には、ひとつは東北の大震災があったわけでもありますね。そのへんの関係、国として、そのへんの財源を少しこちらの方へということで、令和6年から、その一人だったか一世帯、1000円という税を新たに徴収するのだということになっていまして、譲与税そのものについても、今後もう少し増えてくるのです。そういったことを含めて、事業的に、どういうこなし方をしていくか、そしてまた、目的である、森林の適切な管理というのを進めていかなければいけないということでもありますので、総合的にそのことをふまえながら、乗り遅れない、適切な執行に向けて、それぞれ事業を進めて行く必要があると思っています。

●議長(佐藤武雄) 小川議員。

◆3番(小川敬史) ただいま町長より答弁いただきました。ぜひ、令和3年度と4年度にも、予算書の方に経営管理意向調査を行うと書いてあるので、できるようによろしく願いいたします。森林環境譲与税の市町村別配分額は、配分の多くが、今現在は人口で決まるため、トップが横浜市の3億195万というように、森林が少なくても都市部に多くお金が行き渡る形の、おかしな制度になっていますが、今後、国会でも森林を多く抱える山間地に重点的に回すなど、配分基準を見直すという意見も出されています。最後になりますけれども、なかなかまだ、この譲与税のほう、上手く活用できてない自治体も多く、やはり地域林政アドバイザー制度の活用など、必要不可欠だと思うので、まずそれらを活用していただいて、経営管理意向調査を実施できるよう、強くお願いしまして今回の一般質問を終わります。

●議長(佐藤武雄) 以上で小川敬史議員の一般質問を終わります。この際申し上げます。2時35分まで休憩といたします。

(終了 午後2時22分)